

仕様書

1 業務名称

原子力防災資機材棚卸及び移送業務

2 履行期限

契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

3 業務対象

別表1・2に示す資機材配備先とそこに配備されている原子力防災資機材を対象とする。

4 業務内容

(1) 配備先における現品確認

発注者から提供されるアカウントにより、「原子力防災資機材総合管理システム」（以下、「NEMS」という。）にアクセスし、別表1に示す配備先の資機材一覧表（以下、「一覧表」という。）を出力し、これに基づき、以下のとおり、配備先ごとに現品の数量及び保管状況を確認する。

なお、NEMSの使用方法については、発注者が受注者に説明する。

- ア 現品の数量は、現品が未開封の箱に保管されている場合は開封せず箱単位で確認し、開封済みの箱に保管されている場合は、箱の中の現品の数量を確認する。
- イ 放射線測定器、衛星携帯電話、車両等の備品に関しては、それぞれ備品番号、電話番号、車両番号等が一覧表と一致するか確認する。

(2) 一覧表との不一致等への対応

現品確認により、以下のことが確認された場合は、発注者へ報告し、その指示により、システムに記録された数量等を修正する。

- ア 現品の数量が一覧表と異なる。
- イ 放射線測定器、衛星携帯電話、車両等の備品に関し、その備品番号、携帯番号、車両番号等が一覧表と一致しない。
- ウ 一覧表にない資機材を確認。
- エ 経年劣化、汚損破損等、使用に適さない資機材を確認。

(3) 資機材へのラベリング

発注者が提供する情報に基づきラベルシールを作成し、発注者の指示により、表に示すラベリング実施場所（11箇所）において、資機材の箱に貼る。ラベルは原則として1箱につき1枚を箱の側面の見える場所に貼ることとする。

ラベルの概要を図に示す。ラベルサイズは、大（縦99mm×横210mm程度）、小（縦59.4mm×横105mm程度）の2種類を想定する。基本的には大きいサイズを用い、箱が小さい場合は小さいサイズのラベルを添付する。

対象となる資機材は次のとおり。

- ア 防護具セット
- イ 長靴（2022年4月より前に取得した物）

品名	〇〇〇〇	資機材情報	
サイズ	〇	財源	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金
入数	〇	資機材名	〇〇〇〇
配備年月	RO年度(20〇〇年〇月)	製品名	〇〇〇〇
保管期限	RO年度(20〇〇年〇月)	型番	〇〇
使用期限	RO年度(20〇〇年〇月)	更新予定年度	20〇〇
製造	〇〇〇〇(株)	サイズ	〇
調達	〇〇〇〇(株)	QRコード	
		0000-000000000000	

図 シール (例)

(4) 配置図の修正及び写真撮影

発注者が貸与する「主な配備先の資機材配置図・写真」(エクセルで作成)と比較し、資機材の配置に変更が認められる場合は、配置図を修正する。

また、「主な配備先の資機材配置図・写真」に掲載している写真と概ね同じ位置で写真を撮影する。

なお、新規の場所など、配置図や写真が無い場合は、発注者と相談の上、新たに配置図を作成し、写真を撮影する。

(5) 資機材の移送

ア 別表2に示す各配備先に配備している防護マスク及び防護マスク用吸収缶を、各配備先から以下の場所に移送する。

【移送先】

日本通運・福島中央1号倉庫
福島県福島市西中央三丁目74-1

イ 移送する資機材のうち、以下の物は移送先倉庫内の指定の棚に収納する。

- (ア) 防護マスクGM-81S (重松製作所製 平成27年度配備)
- (イ) 防護マスク用吸収缶RDG-2HP (興研製 平成31年度配備)

ウ 移送対象の資機材の箱サイズは概ね以下のとおり。

- (ア) 防護マスクGM-81S 箱寸法：30cm×38cm×H13.3cm 重量：約1.7kg
- (イ) 防護マスク7191DKG-02 箱寸法：49cm×39cm×H16cm 重量：約1.6kg
- (ウ) 吸収缶CA-N4RI 箱寸法：74cm×54cm×H33cm 重量：約10kg
- (エ) 吸収缶RDG-2HP 箱寸法：45cm×43cm×H23cm 重量：約8kg

別表2の箱数は概算値であり、ケース未満の数量の物は箱に収まっていない場合がある。

また、防護マスクは複数の箱が大きな箱にまとめている場合がある。

5 提出物

- (1) 業務着手時
契約締結後、速やかに発注者に提出する。
 - ア 着手届 1部
 - イ 業務計画書 1部
- (2) 業務完了時
 - ア 完了届 1部
 - イ 業務実績報告書 1部
 - ウ 主な配備先の資機材配置図・写真（CD） 1部

6 その他

- (1) 受注者は、作業工程、作業内容等の変更が生じる可能性がある場合は、すみやかに発注者へ報告する。
- (2) 現地調査にあたっては、各資機材を管理している配備先の担当者と日程等について連絡調整を行う。
- (3) 受注者は、作業に直接関係のない場所に立ち入らないこと。また、作業に直接関係のない部署に支障を与えないよう十分留意すること。
- (4) 受注者は、発注者からの明確な指示が無い限り、システムに記録された数量等の修正・変更を行わない。
- (5) 受注者は、発注者からシステムに記録された数量等の修正指示があった場合はすみやかに指示に従う。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項、その他について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。